

第55期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

- ・ **事業報告**
企業集団の現況
会社の現況
- ・ **連結計算書類**
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- ・ **計算書類**
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
- ・ **監査報告**
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

第55期（2025年4月1日～2026年3月31日）

株式会社ナック

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を省いたものを記載した書面を一律でお送りいた
します。

1 企業集団の現況

(1) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業セグメント	事業内容
クリクラ事業	宅配水「クリクラ」、浄水型ウォーターサーバー「feel free（フィールフリー）」及び次亜塩素酸水溶液「ZiACO（ジアコ）」の製造・販売
レンタル事業	ダストコントロール商品、介護用品及び福祉用具のレンタル・販売、害虫駆除器のレンタル・販売、定期清掃業務及び原状回復工事業務
建築コンサルティング事業	地場工務店に対する建築関連ノウハウ商品及び建築部資材の販売と施工、コンサルティング業務並びに住宅フランチャイズ事業
住宅事業	戸建注文住宅の建築請負、分譲住宅の販売
美容・健康事業	化粧品・健康食品の製造・販売、美容材料・医薬品等の販売
その他	ワイン・酒類の輸入・販売、中古品の買取・販売、注文住宅、分譲住宅の販売に付随する金融・保険業務、飲食料品及び化粧品・雑貨の販売

(2) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

事業区分	営業所名	住所
本社	本店	東京都新宿区
クリクラ事業	本庄工場	埼玉県本庄市
レンタル事業	町田支店	東京都町田市
建築コンサルティング事業	新宿支店	東京都新宿区

② 子会社の主要な営業所

事業セグメント	会社名	住所
クリクラ事業	株式会社クリクラ長崎	長崎県佐世保市
	株式会社コンビボックス	福島県岩瀬郡
	株式会社クリクラ愛媛	愛媛県松山市
レンタル事業	株式会社アーネスト	東京都渋谷区
	株式会社キャンズ	神奈川県横浜市
建築コンサルティング事業	ナックハウスパートナー株式会社	東京都新宿区
住宅事業	株式会社ジェイウッド	宮城県仙台市
	株式会社ケイディアイ	東京都中央区
	株式会社秀和住研	青森県八戸市
	株式会社秀和	青森県八戸市
美容・健康事業	株式会社 J I M O S	福岡県福岡市
	株式会社ベルエアー	東京都新宿区
	株式会社トレミー	東京都府中市
その他	株式会社ナックライフパートナーズ	東京都新宿区
	TOMOEワインアンドスピリッツ株式会社	東京都新宿区

(3) **使用人の状況**（2026年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
クリクラ事業	408 (129)	19 (△45)
レンタル事業	685 (330)	△31 (△45)
建築コンサルティング事業	114 (4)	△18 (△2)
住宅事業	178 (8)	△5 (△2)
美容・健康事業	190 (52)	△18 (△2)
その他	53 (23)	53 (23)
全社（共通）	71 (2)	△18 (△9)
計	1,699 (548)	△18 (△82)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、使用人数には、準社員（1名）が含まれております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(4) **主要な借入先の状況**（2026年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	3,590
株式会社三菱UFJ銀行	1,620
三井住友信託銀行株式会社	650
株式会社みずほ銀行	350

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,000,000株
- ② 発行済株式の総数 46,613,500株（自己株式を含む）
- ③ 株主数 39,069名（前年度末比9,209名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社ダスキン	11,738,200	27.88
株式会社ヤマダホールディングス	4,476,200	10.63
株式会社キャピタル	3,251,000	7.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,544,100	3.67
ナック従業員持株会	1,514,179	3.60
レモンガス株式会社	1,455,000	3.46
エクセレント株主会	773,718	1.84
株式会社ブリリアントフューチャー	698,500	1.66
西山 文江	589,372	1.40
西山 由之	452,368	1.07

- （注） 1．持株比率は自己株式（4,517,027株）を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員報酬B I P信託口」が保有する当社株式（268,800株）は含んでおりません。
- 2．自己株式は上記大株主から除外しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

交付対象者	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	54,113	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(4) 会計監査人の状況

① 名称 RSM清和監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました仰星監査法人は、2025年6月27日開催の第54回定時株主総会の時をもって任期満了により退任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
- ロ. コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員が当社を含むグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
- ハ. 顧問弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適宜受けられる体制をとる。
- ニ. 当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。

(運用状況)

ナックグループは、企業理念の根本となるグループ共通の価値観「感謝心」「規律性」「具体的」「精一杯」「即実行」の5つを“NacWay”として定め、ナックグループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しております。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、適宜、適切な助言と指導を受ける体制が整っております。

さらに、当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告し、改善策等の提言を行っております。また、第55期は、全グループを対象にコンプライアンスに関する基礎知識の習得・内部通報制度に関する再告知を目的として、eラーニングを実施し、コンプライアンス意識の醸成を図りました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにする。

(運用状況)

当社は、取締役会議事録及び経営会議議事録を「取締役会規則」及び「文書管理規程」に

に基づき、適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役会は、リスク管理に関する規程を定める。

ロ. 代表取締役、業務執行取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成される経営会議は、各業務担当役員から定期的に報告を受け、各業務におけるリスクの状況を把握する。

ハ. 経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況の管理を通じてリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者と対応策を検討し、稟議又は経営会議や取締役会において審議のうえ、決定する。

ニ. 重要な投資に関わるリスクに関しては、経営会議においてリスクの把握と対策を行う。

(運用状況)

当社は、リスクマネジメントの目的、管理体制を定めた「リスク管理規程」を定め、危機発生時の対応に関する手順を定めた「危機管理規程」を整備し、周知・運用しております。

様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスクの洗い出しと予防を行うとともに、リスクが発生した際には迅速かつ的確に対応することで、被害の最小限と再発防止を図り、当社の企業価値を保全することを目的として、各事業のハンドル会において、事業の状況報告や課題の検討に加え、リスク情報の共有を行っております。また、有事の対応体制としてリスクレベル表を作成し、新たに管理体制の強化を図りました。経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況を把握したうえでリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者と対応策を検討し、稟議又は経営会議や取締役会において審議のうえ、決定しております。重要な投資に関するリスクに関しては、経営会議においてリスクの把握と対策を検討しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役及び各業務を担当する取締役は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ロ. 経営活動を効率的かつ機動的に行うために、経営会議を原則として月1回開催し、経営に関する重要事項を審議する。

ハ. 業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき職務執行の効率的な実施を図る。

ニ. 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図っている。

(運用状況)

当社は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効果的に職務の執行が行われる体制としております。当事業年度においては、取締役会を計14回開催したほか、所定の事項については経営会議を計12回開催し、経営に関する重要事項を審議いたしました。また、業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき、月1回開催される経営会議を通じて、ナックグループ各社の業績管理を実施しております。

また、当社は電子決裁システムを導入しており、稟議決裁等に関し、申請から決裁までの一連の手続きをすべてシステム管理しており、意思決定の迅速化及び効率化を図っております。

⑤ 次に掲げる体制その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- i) 月1回開催される経営会議において、営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告されている。
- ii) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 月1回開催される経営会議において、リスク情報の共有を行っている。
- ii) 当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社のリスクマネジメントを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

- i) グループ全体の経営活動を効率的、機動的に行うために、経営会議を、原則として月1回開催し、グループ経営に関する重要事項を審議する。
- ii) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理に関する規程を策定する。

ニ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、子会社の取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
- ii) コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員がグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。

iii) 当社は、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るために、グループ内部通報制度を設置する。

ホ. その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制

i) グループ各社の業務の適正確保は、当社の方針、規程を準用して行う。

ii) 当社の内部監査部門は、グループ各社の監査を行い、監査の結果に基づいて必要な指示又は勧告を行う。

(運用状況)

当社は、最適なグループ経営及び子会社管理に向けた体制・制度・規程に関しては、子会社業務執行規程を制定し、親会社に対する子会社の承認及び報告義務事項の制定、並びに子会社が新規に編成された時点のコンプライアンス遵守体制を強化しました。また、子会社の月次業績、財務状況、リスク情報、その他の重要な事項は月1回開催される経営会議を通じて、当社グループで共有するとともに審議しております。

グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しております。

企業理念及び「グループ行動規範」を追記した“NacWay”の小冊子を子会社含むグループ全従業員に配布することにより企業理念の浸透を進め、子会社における法令等の遵守体制を強化しております。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、子会社における法令等の遵守体制を強化いたしました。

さらに、当社の内部監査部門は、年度監査計画に基づき、グループ各社に対して内部監査を実施し、その結果に基づいて必要な指示又は勧告を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の専任スタッフは配置せず、補助機関として内部監査部門が適宜対応し、監査役より求めがあるときは監査役と協議のうえ、必要な期間、専任の担当者を置く。

(運用状況)

監査役の職務を補助すべき使用人については、現在は専任スタッフを配置しておりませんが、監査役より求めがあるときは、監査役と協議のうえ、必要な期間、専任の担当を置く体制を整備しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の担当者の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得て行う。

(運用状況)

現在、監査役の専任スタッフを配置しておりませんが、専任スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を要することとしております。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、専任期間中は取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととする。

(運用状況)

現在、監査役の専任スタッフを配置しておりませんが、専任期間中は、取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととしております。

⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- i) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
- ii) 当社の監査役は、取締役会の他、グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制

- i) 子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に対して、当社及びグループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
- ii) 当社の監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて子会社の取締役、監査役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
- iii) 当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査状況を報告する。

(運用状況)

監査役は、必要に応じて取締役会等の社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対して報告を求めています。また、内部監査部門は四半期に一度、子会社における監査状況を監査役会に報告しております。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたこ

とを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役員及び使用人に周知徹底する。

(運用状況)

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当社が当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ロ. 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(運用状況)

監査役が職務を執行するために当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、速やかに処理しております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

イ. 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び監査法人と定期的に情報及び意見を交換する機会を確保する。

ロ. 「監査役会規則」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。

(運用状況)

監査役は、内部監査部門及び監査法人と定期的な会合等を実施し意見交換を行い、監査の実効性を高めております。また、必要に応じて取締役会等の社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

イ. ナックグループは「グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断し、不当な要求には一切応じない旨を定めている。

ロ. 反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めている。

ハ. 取引先との契約書類については、反社会的勢力排除に関する条項を定めている。

(運用状況)

当社は、反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整備し、反社会的勢力の動向の把握に努めております。取引先との契約書類には、反社会的勢力排除に関する条項を定めております。

(6) **会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	6,729	3,393	15,141	△2,199	23,064
当期変動額					
剰余金の配当			△924		△924
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,631		1,631
自己株式の処分		7		34	41
その他			4		4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	7	710	34	752
当期末残高	6,729	3,400	15,852	△2,165	23,817

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差 額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	180	－	△860	10	△669	22,394
当期変動額						
剰余金の配当						△924
親会社株主に帰属す る当期純利益						1,631
自己株式の処分						41
その他						4
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	△16	△4		△10	△31	△31
当期変動額合計	△16	△4	－	△10	△31	721
当期末残高	163	△4	△860	－	△701	23,115

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数

15社

ロ. 連結子会社の名称

株式会社クリクラ長崎
株式会社コンビボックス
株式会社クリクラ愛媛
株式会社アーネスト
株式会社キャンズ
ナックハウスパートナー株式会社
株式会社ジェイウッド
株式会社ケイディアイ
株式会社秀和住研
株式会社秀和
株式会社JIMOS
株式会社ベルエアー
株式会社トレミー
株式会社ナックライフパートナーズ
TOMOEワインアンドスピリッツ株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

イ. 持分法を適用しない主要な会社等の名称

株式会社グッドライフビジネスサポート

ロ. 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

2025年4月1日付で当社の連結子会社であった株式会社アップセルは当社連結子会社である株式会社JIMOSを存続会社とする吸収合併により消滅したため、同社を連結の範囲から除外しております。

2025年6月2日付で当社の連結子会社である株式会社コンビボックスは新設分割により、株式会社ナックイエスマートを新設したため、同社を連結範囲に含めております。その後、2026年3月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、同社を連結の範囲から除外しております。

2025年8月31日付で有限会社ダスキンヤマナカの全株式を取得し子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。その後、2025年12月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、同社を連結の範囲から除外しております。

2026年1月5日付で株式会社クリクラ愛媛の全株式を取得し子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの
- ・ 市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

- ・ デリバティブ 時価法

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品及び製品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ・ 販売用不動産

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ・ 仕掛販売用不動産

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ・ 未成工事支出金

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ・ 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、顧客関連資産及び商標権については、効果の及ぶ期間（顧客関連資産10～12年、商標権10年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 完成工事補償引当金

住宅事業において、建築物の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービスに対する費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績割合を基に発生見込額を計上しております。

ニ. 債務保証損失引当金

商品等を購入した顧客の利用するリース会社への債務に対する債務保証の損失に備えるため、損失発生実績率に基づいて算定した必要額その他、必要に応じて損失発生の可能性を個別に検討して算定した損失見込額を計上しております。

ホ. ポイント引当金

販売促進のための費用負担に備えるため、過去の実績率に基づき翌連結会計年度以降の利用により発生する費用見積額を計上しております。

ヘ. 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・ クリクラ事業

クリクラ事業においては、主に顧客（加盟店を含む）に対し、宅配水「クリクラ」、浄水型ウォーターサーバー「feel free（フィールフリー）」及び次亜塩素酸水溶液

「ZiACO（ジアコ）」の製造・販売を行っております。
これらの取引については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該時点で履行義務が充足されると判断しており、製品の引渡時点で収益を認識しております。

・ レンタル事業

レンタル事業においては、主にダストコントロール商品、介護用品及び福祉用具のレンタル・販売を行っているほか、全国において害虫駆除器等のレンタル・販売を行っております。

これらの取引については、顧客に商品またはサービスを引き渡した時点において、顧客が当該商品またはサービスに対する支配を獲得することから、当該時点で履行義務が充足されると判断しており、商品またはサービスの引渡時点で収益を認識しております。

・ 建築コンサルティング事業

建築コンサルティング事業においては、主に全国の地場工務店に対する建築関連ノウハウ商品の提供、建築部資材の販売及び施工、各種コンサルティング業務並びに住宅フランチャイズ事業を行っております。

これらの取引については、商品またはサービスの引渡時点において顧客が当該商品またはサービスに対する支配を獲得することから、当該時点で履行義務が充足されると判断しており、商品またはサービスの引渡時点で収益を認識しております。

・ 住宅事業

住宅事業においては、主に顧客との工事請負契約に基づく戸建注文住宅の販売及び分譲住宅の販売を行っております。

戸建注文住宅の販売については、主に顧客との工事請負契約に基づく注文住宅販売を中心に行っております。これらの工事契約等については、履行義務の充足に従い、一定期間にわたり収益を認識しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。分譲住宅の販売については、主に分譲宅地、戸建分譲等の

販売を中心に行っております。これらの販売等については、顧客との不動産売買契約書に基づき当該不動産の引渡しを行う履行義務を負っており、当該履行義務は、不動産を引渡した一時点で充足されるものであるため、引渡時点において収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

・ 美容・健康事業

美容・健康事業においては、主に化粧品、健康食品及び美容材料・医薬品等の製造・販売を行っております。これらの取引については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時点までの期間が通常数日程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に規定される出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

・ その他

その他の事業については、各事業に係る収益の金額が連結計算書類において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

ロ．退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度としての総合設立型の企業年金基金（ベネフィット・ワン企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

一部の子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ハ．重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積り、7～10年以内で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において資産の部・流動資産の「未成工事支出金」並びに「販売用不動産」に含めておりました「仕掛販売用不動産」及び、負債の部・流動負債の「未成工事受入金」並びに「その他」に含めておりました「契約負債」は、開示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より区分記載しております。

なお、前連結会計年度の連結貸借対照表の、流動資産の「販売用不動産」は2,113百万円、「仕掛販売用不動産」は1,323百万円、「未成工事支出金」は620百万円、流動負債の「契約負債」は1,061百万円、「その他」は1,065百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動）	△120百万円
貸倒引当金（固定）	△605百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。一般債権については、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 主要な仮定

当社グループの貸倒引当金は、債権の回収状況、取引先の財政状況及び外部環境等に基づく回収不能見込額を含めて算定しております。また、入手可能な情報により個別の収益獲得能力等を評価し、総合的に判断して債権の回収不能見込額を見積っております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、現時点における最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した回収不能金額が見積り額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える場合があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	8,386
無形固定資産	1,451
投資その他の資産	4,148
減損損失	57

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。減損の兆候がある資産及び資産グループについては、店舗の事業計画に基づき割引前将来キャッシュ・フローを見積り、減損の認識の要否を判断しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、店舗別の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの予測期間における売上高見込み、営業利益率、店舗に対する施策の効果であります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しておりますが、経営環境の著しい変化があった場合は、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を及ぼし、結果として翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|----------|
| (1) 流動負債のその他のうち、契約負債である前受金の金額
前受金 | 255百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,654百万円 |
| (3) 有形固定資産の圧縮記帳額 | 4 百万円 |
| (4) 保証債務等
顧客の割賦債務残高に対して、債務保証を行っております。 | 818百万円 |
| (5) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号・最終改正平成13年6月29日）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格、同条第2号に定める標準価格及び同条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行い算出しております。

土地再評価を行った年月日	2002年3月31日
--------------	------------

当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を表示しておりません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	46,613千株	－千株	－千株	46,613千株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

① 2025年6月27日開催の第54期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 714百万円
- ・ 1株当たり配当額 17円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

② 2025年10月31日開催の取締役会決議において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 210百万円
- ・ 1株当たり配当額 5円
- ・ 基準日 2025年9月30日
- ・ 効力発生日 2025年12月2日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2026年6月26日開催の第55期定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 715百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 17円
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月29日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、安全性を最も重視して運用を行っております。資金調達は、銀行を中心とした借入により行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引条件に定められた期間内に回収するものとして各事業部の営業管理部門が期日管理及び残高管理を行う体制をとっております。

差入保証金は、主として営業所土地・建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約更新時等に貸主の状況を各営業所長等がモニタリングしております。

投資有価証券は、純投資を目的とした有価証券、組合出資金及び業務上の関係を有する株式であり、市場価格、発行体等の信用リスク、当該企業の財政状態の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、時価の把握及び各事業部の営業管理部門等による該当企業の経営状態の適宜把握を通じて管理を行う体制をとっております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした直物為替先渡取引（NDF）であります。

借入金は、運転資金、設備投資及びM&A等の資金の調達を目的としたものであります。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

また、借入金、リース債務は流動性のリスクに晒されており、当該リスクに関しては、資金繰表を作成することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額594百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金、買掛金、未払金、短期貸付金、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
受取手形及び売掛金	5,663	5,622	△41
投資有価証券			
その他有価証券	437	437	—
差入保証金	1,563	1,364	△199
資 産 計	7,664	7,424	△240
長期借入金	2,596	2,553	△43
リース債務(1年以内返済予定を含む)	537	529	△8
負 債 計	3,134	3,082	△51
デリバティブ取引			
通貨関連	△6	△6	—

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	437	—	—	437
デリバティブ取引 通貨関連	—	△6	—	△6

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しています。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
受取手形及び売掛金	—	5,622	—	5,622
差入保証金	—	—	1,364	1,364
長期借入金	—	2,553	—	2,553
リース債務	—	529	—	529

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているためその時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

直物為替先渡取引(NDF)の時価は、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価

に分類しております。

差入保証金

差入保証金については、期末日現在の長期国債レートに相手先の信用リスクを加味した利率により将来キャッシュフローを割引いて時価を算定する方法によっており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リース契約を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	クリクラ事業	レンタル事業	建築コンサルティング事業	住宅事業	美容・健康事業	計		
直営店(クリクラ)	11,107	-	-	-	-	11,107	-	11,107
加盟店(クリクラ)	4,938	-	-	-	-	4,938	-	4,938
ダスキン	-	13,567	-	-	-	13,567	-	13,567
with(害虫駆除機のレンタル・販売)	-	2,136	-	-	-	2,136	-	2,136
ノウハウ商品販売	-	-	2,269	-	-	2,269	-	2,269
建築部資材の販売・施工	-	-	2,429	-	-	2,429	-	2,429
不動産(建物・土地)の販売	-	-	-	11,681	-	11,681	-	11,681
美容健康商材の販売	-	-	-	-	6,642	6,642	-	6,642
その他	-	2,228	-	-	-	2,228	1,916	4,145
顧客との契約から生じる収益	16,046	17,932	4,698	11,681	6,642	57,002	1,916	58,919
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	16,046	17,932	4,698	11,681	6,642	57,002	1,916	58,919

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (5) 会計方針に関する事項

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項 イ. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、主要なサービスにおける通常の支払期限については、取引の対価の請求日から概ね1ヶ月程度で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約債権及び契約負債の期首残高および期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,431
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,663
契約負債（期首残高）	1,262
契約負債（期末残高）	1,080

契約負債は主に、住宅事業において引き渡した時に収益を認識する住宅の販売契約について、支払い条件に基づき顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,234百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 552円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 39円03銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は2026年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。その後、2026年5月18日に自己株式の取得を実施し、当該取得をもって当該決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(1) 自己株の取得を行う理由

資本効率改善による企業価値向上を期待しております。なお、今回取得した自己株式につきましては、M&Aや従業員向け譲渡制限付株式報酬（RS）での活用、自己株式の消却等、企業価値の向上に資する最適な活用方法を検討してまいります。

(2) 取得内容

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| ① 取得対象の株式の種類： | 当社普通株式 |
| ② 取得した株式の総数： | 1,455,000株 |
| ③ 取得価格： | 744,960,000円 |
| ④ 取得日： | 2026年5月18日 |
| ⑤ 取得方法： | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による買付 |

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	16,919
現金及び預金	5,353
売掛金	4,185
商品及び製品	1,437
原材料及び貯蔵品	144
前渡金	276
立替金	123
前払費用	719
差入保証金	840
短期貸付金	14
関係会社短期貸付金	4,549
その他	138
貸倒引当金	△863
固定資産	18,927
有形固定資産	6,734
建物	3,555
構築物	53
機械装置及び運搬具	148
工具、器具及び備品	369
土地	2,017
リース資産	584
建設仮勘定	4
無形固定資産	398
のれん	24
ソフトウェア	302
その他	70
投資その他の資産	11,794
投資有価証券	1,031
関係会社株式	8,608
長期貸付金	0
長期前払費用	51
破産更生債権等	643
繰延税金資産	691
差入保証金	1,208
その他	155
貸倒引当金	△597
資産合計	35,846

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,068
買掛金	963
短期借入金	2,700
関係会社短期借入金	485
1年内返済予定の長期借入金	1,225
リース債務	432
未払金	1,405
未払費用	197
未払法人税等	385
前受金	253
賞与引当金	581
債務保証損失引当金	81
ポイント引当金	44
その他	315
固定負債	3,207
長期借入金	2,454
長期預り保証金	170
リース債務	32
再評価に係る繰延税金負債	13
役員株式給付引当金	5
資産除去債務	530
負債合計	12,276
純資産の部	
株主資本	24,268
資本金	6,729
資本剰余金	3,399
資本準備金	3,378
その他資本剰余金	21
利益剰余金	16,304
利益準備金	350
その他利益剰余金	15,954
別途積立金	3,500
繰越利益剰余金	12,454
自己株式	△2,165
評価・換算差額等	△698
その他有価証券評価差額金	166
繰延ヘッジ損益	△4
土地再評価差額金	△860
純資産合計	23,570
負債純資産合計	35,846

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		34,123
売上原価		13,843
売上総利益		20,280
販売費及び一般管理費		18,723
営業利益		1,556
営業外収益		268
受取利息及び配当金	90	
受取地代家賃	102	
その他	76	
営業外費用		240
支払利息	82	
地代家賃	87	
投資有価証券評価損	31	
雑損失	15	
その他	23	
経常利益		1,585
特別利益		139
受取補償金	30	
関係会社清算益	39	
投資有価証券売却益	69	
特別損失		305
投資有価証券評価損	49	
関係会社株式評価損	131	
貸倒引当金繰入額	38	
事業撤退損失	41	
その他	44	
税引前当期純利益		1,419
法人税、住民税及び事業税	561	
法人税等調整額	△25	536
当期純利益		883

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	6,729	3,378	13	350	3,500	12,495
当期変動額						
剰余金の配当						△924
当期純利益						883
自己株式の処分			7			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	7	－	－	△41
当期末残高	6,729	3,378	21	350	3,500	12,454

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ハッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,199	24,268	179	－	△860	△680	23,588
当期変動額							
剰余金の配当		△924					△924
当期純利益		883					883
自己株式の処分	34	41					41
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△13	△4		△17	△17
当期変動額合計	34	△0	△13	△4	－	△17	△17
当期末残高	△2,165	24,268	166	△4	△860	△698	23,570

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

・ デリバティブ

時価法

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品及び製品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 債務保証損失引当金

商品等を購入した顧客の利用するリース会社への債務に対する債務保証の損失に備えるため、損失発生実績率に基づいて算定した必要額その他、必要に応じて損失発生の可能性を個別に検討して算定した損失見込額を計上しております。

④ ポイント引当金

販売促進のための費用負担に備えるため、過去の実績率に基づき翌事業年度以降の利用により発生する費用見積額を計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① クリクラ事業

クリクラ事業においては、主に顧客（加盟店を含む）に対し、宅配水「クリクラ」、浄水型ウォーターサーバー「feel free（フィールフリー）」及び次亜塩素酸水溶液「ZiACO（ジアコ）」の製造・販売を行っております。

これらの取引については、製品の引渡時点において顧客

が当該製品に対する支配を獲得することから、当該時点で履行義務が充足されると判断しており、製品の引渡時点で収益を認識しております。

② レンタル事業

レンタル事業においては、主にダストコントロール商品、介護用品及び福祉用具のレンタル・販売を行っているほか、全国において害虫駆除器等のレンタル・販売を行っております。

これらの取引については、顧客に商品またはサービスを引き渡した時点において、顧客が当該商品またはサービスに対する支配を獲得することから、当該時点で履行義務が充足されると判断しており、商品またはサービスの引渡時点で収益を認識しております。

③ 建築コンサルティング事業

建築コンサルティング事業においては、主に全国の地場工務店に対する建築関連ノウハウ商品の提供、建築部資材の販売及び施工、各種コンサルティング業務を行っております。

これらの取引については、商品またはサービスの引渡時点において顧客が当該商品またはサービスに対する支配を獲得することから、当該時点で履行義務が充足されると判断しており、商品またはサービスの引渡時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度としての総合設立型の企業年金基金（ベネフィット・ワン企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動）

△863百万円

貸倒引当金（固定）

△597百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 貸倒引当金 ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の記載をしているため、注記を省略しています。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	6,734
無形固定資産	398
投資その他の資産	11,794
減損損失	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 固定資産の減損 ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の記載をしているため、注記を省略しています。

5. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,916百万円 |
| (2) 有形固定資産の圧縮記帳額 | 4百万円 |
| (3) 保証債務等 | |
| 顧客の割賦債務残高に対して、債務保証を行っております。 | 818百万円 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権及び債務（区分表示しているものは除く）は次のとおりであります。 | |
| 金銭債権 | 57百万円 |
| 金銭債務 | 67百万円 |
| (5) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号・最終改正平成13年6月29日）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格、同条第2号に定める標準価格及び同条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行い算出しております。

土地再評価を行った年月日

2002年3月31日

当事業年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を表示しておりません。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 売上高 | 278百万円 |
| (2) 仕入高 | 670百万円 |
| (3) 営業取引以外の取引高 | 146百万円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	4,860千株	－千株	75千株	4,785千株

(注) 1. 当事業年度の期首及び期末の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式268千株を含めております。

2. 自己株式の減少75千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
貸倒引当金	463百万円
未払事業税	36
賞与引当金	183
減損損失	108
投資有価証券評価損	61
関係会社株式	715
資産除去債務	167
未払社会保険料	29
その他	222
繰延税金資産小計	1,986
評価性引当額	△1,175
繰延税金資産合計	811
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△76
資産除去債務に対応する除却費用	△43
繰延税金負債合計	△119
繰延税金資産（負債）の純額	691

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主及び その近親者	西山 由之	(被所有) 直接 1.1%	当社 名誉会長	事務所の賃借 (注) 1	15	前払費用	1
				給与支払 (注) 2	48	差入保証金 (注) 1 未払金	26 4
主要株主及びその 近親者が議決権の 過半数を所有して いる会社等	一般社団法人 西山美術館	—	販促品購入	美術館チケット の購入 (注) 3	40	—	—
主要株主及びその 近親者が議決権の 過半数を所有して いる会社等	株式会社 キャピタル	(被所有) 直接 7.7%	工事発注等	建物の保守 管理業務等 (注) 3	34	未払金	2
主要株主及びその 近親者	株式会社 ダスキン	(被所有) 直接 27.9%	主要株主	商品の仕入	3,876	買掛金	271
				保証金	85	差入保証金 (注) 1	848
主要株主及びその 近親者が議決権の 過半数を所有して いる会社等	株式会社 ヤマダホームズ	—	主要株主の 子会社	事務所の賃貸 (注) 3	74	前受収益	4
役員	吉村 寛	(被所有) 直接 0.3%	当社 代表取締役社長	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注) 4	11	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方法等)

- (注) 1. 事務所の賃借料及び差入保証金については、不動産の鑑定評価に基づく価格によっております。
2. 給与については、経営会議に基づいて金額を決定しております。
3. 美術館チケット、建物の保守管理業務等及び事務所の賃貸については、市場価格を勘案のうえ、一般取引先の条件と同様に決定しております。
4. 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭債権の現物出資によるものであります。

(2) 子会社等

属 性	会社等の 名 称	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議 決 権 等の所有(被 所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 J I M O S	350	化粧品・健康食品の通販等	(所有) 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注) 1 利息の支払 (注) 2	493 6	関係会社 短期借入金 —	485 —
子会社	株式会社 ケイディアイ	100	分譲・注文住宅の建築請負	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 (注) 2	1,304 16	関係会社 短期貸付金 —	1,340 —
子会社	株式会社 ジェイウッド	100	注文住宅の建築請負	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 (注) 2	2,232 28	関係会社 短期貸付金 (注) 3 —	1,890 —
子会社	株式会社 コンビボックス	39	宅配水の製造・販売	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 (注) 2	490 6	関係会社 短期貸付金 —	469 —
子会社	TOMOEワイン アンドスピリッツ株式会社	30	ワインを中心とした洋酒の輸入販売	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 (注) 2	365 4	関係会社 短期貸付金 —	390 —
子会社	株式会社ナック ライフパートナーズ	10	中古品の買取・販売	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 (注) 2	201 2	関係会社 短期貸付金 —	95 —

(取引条件及び取引条件の決定方法等)

- (注) 1. 資金の貸付及び借入の取引金額については、期中の平均残高を記載しております。
2. 資金の貸付及び借入の利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 株式会社ジェイウッドへの関係会社短期貸付金については、852百万円の貸倒引当金を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	563円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	21円13銭

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は2026年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。その後、2026年5月18日に自己株式の取得を実施し、当該取得をもって当該決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社ナック
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 高 橋 良 輔
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナックの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社ナック
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 高 橋 良 輔

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 藤 本 亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社ナック 監査役会

常勤監査役 潤 間 正 弘 ㊟

社外監査役 大 和 田 徹 ㊟

社外監査役 松 尾 浩 順 ㊟

以 上